

使用済燃料中間貯蔵施設
新税調査検討特別委員会会議録
(第6回審査)

(令和2年8月28日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会

(第6回審査)

○開会の日時 令和 2年 8月28日(金) 午前10時00分開議
午前10時41分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	齊藤孝昭	副委員長	富岡幸夫
委員	佐藤武	委員	工藤祥子
”	杉浦弘樹	”	東健而
”	野中貴健	”	佐賀英生
”	山本留義	”	富岡直哉
”	村中浩明	”	鎌田ちよ子
”	住吉年広	”	白井二郎
”	濱田栄子	”	佐藤広政
”	岡崎健吾	”	原田敏匡
”	佐々木隆徳	”	浅利竹二郎
”	佐々木肇	”	大瀧次男

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎						
副	市長	鎌田光治						
副	市長	川西伸二						
教	育	氏家剛						
公	営	企業	管理者	村田尚				
総	務	部	長	吉田真				
総	務	部	理事	市長	公室	長	千代谷賀士子	
企	画	政	策	部	長	松谷勇		
財	務	部	長	吉田和久				
財	務	部	税	務	調	整	監	樋山政之
政	策	推	進	監				

総務部政策推進監総務課長	杉 澤 一 静
財 務 部 財 務 課 長	石 橋 秀 治
総 務 部 総 務 課 主 幹	井 戸 向 秀 明
財 務 部 財 務 課 主 幹	宮 下 圭 一
企 画 政 策 部 工 業 一 戦 略 課 主 査	佐 藤 純 也
総 務 部 総 務 課 主 査	畑 中 佳 奈
財 務 部 財 務 課 主 任	山 崎 翼

○事務局出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 悦	次 長	中 野 敬 三
総 括 主 幹	青 山 諭	主 幹	葛 西 信 弘
主 幹	堂 崎 亜 希 子	主 任 主 査	井 田 周 作

(午前 10時00分 開議)

○委員長（斉藤孝昭） ただいまから使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日は、6月19日開催の前の審査から、市と特定納税義務者及び総務大臣との協議の進捗等について、経過と現況及び今後のスケジュールを確認し、質疑、応答を行うことといたします。

これより審査を行います。本日はまず理事者側より説明を受けた後、各委員からの質疑へと進めてまいりますので、ご了承願います。

ここで質疑の方法についてお諮りいたします。本日の審査における質疑につきましては、会議規則第116条ただし書の規定により、前回審査と同様に1人3回までとしたいと思っておりますが、このことについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、本日の審査における質疑の回数については、1人3回までとすることに決定いたしました。

それでは、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） おはようございます。それでは、むつ市使用済燃料税に関する進捗についてご報告いたします。

資料「むつ市使用済燃料税に関する進捗について」を御覧願います。エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市のホームページにて資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

1 ページ目を御覧願います。リサイクル燃料貯蔵株式会社とのこれまでの協議の経緯についてご説明いたします。上側の表にお示ししておりますとおり、今年度計11回にわたり協議を実施しており、前回の特別委員会が開催された6月19日以降では、5回の協議を行ってまいりました。各回の協議概要については、下側にお示ししております表に記載のとおりでございます。前回の特別委員会が開催された6月19日以降、7月から財政需要の具体的な内容確認をはじめ、リサイクル燃料貯蔵株式会社から提示された論点について回答を提出し、説明を行ってまいりました。本特別委員会においては、直近の協議内容として、赤枠で囲んでおります部分、8月20日に提示された5項目の論点と、それに対する市プロジェクトチームの回答の内容についてご説明させていただきます。

2 ページ目を御覧願います。論点については5項目あり、それぞれに対する市の考え方について、その概要をまとめてご説明いたします。論点1、法定外税の位置づけについての項目では、リサイクル燃料貯蔵株式会社から「法

定外税は法定税を補完するものとして位置づけられていると理解。新税による課税は法定税によって賄いきれない税収を補完的・例外的に法定外税として徴収するという法定外税の目的を超えたものと考えられる」との見解を示されており。

市の考え方として、法定外税は住民税などの法定税と同様に地方税法が規定するものであり、両税の間には形式的効力の差はないとする最高裁判例から補完的・例外的な関係にあるわけではないと考えているという内容の回答をしております。

論点2、財政需要についての項目では、リサイクル燃料貯蔵株式会社から「新税を充てる財政需要は中間貯蔵施設の立地に起因したものに限られるべきと考えており、事業ごとに弊社が負担すべき割合も異なるものと考えている」との見解を示されており。

市の考え方として、「新税創設の目的は、中間貯蔵事業に対して十分な安全対策と地域振興を図ることで、市民の皆様から事業に関する理解と協力を得ることであり、安全対策、生業対策、共生対策等の幅広い事業に関連性があると考えている。この考え方に基づいて既に各事業の詳細を回答している」という内容の回答をしております。

論点3、受け入れ行為と貯蔵行為を課税客体としていることについての項目では、リサイクル燃料貯蔵株式会社から「参考とされた六ヶ所再処理事業には、受け入れや貯蔵の他に再処理に関わる主たる工程があり、再処理事業全体を対象として課税されているものと理解。中間貯蔵事業には再処理事業にある工程がない中で、同額を課税する根拠は何か」との見解を示されており、市の考え方として、「課税客体の設定については、六ヶ所再処理施設における課税客体と変わるところがないため、その客観的事実のみを前例としている。一方で、危険負担や財政需要に応じて、各地方公共団体がその必要性から主体的に定めることができるものであり、税率については、工程に拘束されるものではないと考える」という内容の回答をしております。

論点4、危険負担についての項目では、リサイクル燃料貯蔵株式会社から「受け入れ行為と貯蔵行為に伴う、具体的な危険負担とは何か、受け入れ行為と貯蔵行為による財政需要の具体的な中身、およびそれぞれの税額・税率の求め方の根拠はどのようなものか」との見解が示されており、市の考え方として、「当市に所在していない県外の原子力発電所から発生する使用済燃料を、前例のない我が国初の中間貯蔵施設へ受け入れ、それを50年という長期にわたり、当市において貯蔵するという行為に潜在するリスクを地域が抱えることと考える。財政需要、税額、税率の求め方はこれまで説明してきた

とおりでである」という内容の回答をしております。

論点5、減免の根拠となる経営上の根拠の提示についての項目では、リサイクル燃料貯蔵株式会社から「審査が進捗してきているが、今後、設工認審査が本格化していく。同認可後の安全対策工事等には変動要素があるため、現時点で確度の高い収支計画の策定は困難である」との見解を示されており、市の考え方として、「シミュレーションとして幅を持たせた減免に向けた議論をするため、確度の高いものは必ずしも必要ではないと考える。これまでの審査の状況から、一定の試算は可能ではないか。収支計画の策定が困難とする一方で「事業が立ちゆかなくなる」と発言された整合性について考え方を示していただきたい」という内容の回答をしております。

なお、論点1、法定外税の位置づけについて及び論点3、受け入れ行為と貯蔵行為を課税客体としていることについての2項目については、地方税法の解釈や前例との関係という法理論的な議論であることから、以前外部有識者として、当市の法定外新税創設の取組に対し、意見聴取を実施しました北海道大学大学院法学研究科教授である米田雅宏氏に確認し、市の考え方が正当である旨の意見をいただいております。

資料に基づく説明は以上となりますが、前回特別委員会で、8月までに税率について合意することを目標とする旨ご説明いたしましたが、こうした論点が完全に解消していない状況にあり、特に論点5、減免の根拠となる経営上の根拠の提示についての項目でご説明しましたとおり、リサイクル燃料貯蔵株式会社から、いまだ収支計画などの資料が提示されていないことから、今後も継続して協議することとしております。

現在の状況といたしましては、論点解消に向け、先ほどご説明いたしましたりサイクル燃料貯蔵株式会社からの8月20日に提示された確認事項に対する市の回答を昨日提出して、同社の中で検討していただいている段階であり、今後も引き続き早期の合意に向け対応してまいります。

あわせて、減免の根拠となる経営上の根拠となる資料についても速やかに提示するよう求め、具体的な税率の議論に進めたいと考えております。

一方で、現状、同社の事業変更許可申請の審査は大詰めを迎えており、今後審査書案の取りまとめ、パブリックコメントの実施などを経て正式な合格となることから、その対応と並行して協議を実施する密なスケジュールとなること。その間に安全対策工事の方針が明確化し、減免の根拠となる収支計画のシミュレーションについても提示しやすくなることが予想されることを勘案して、今後は10月までの合意を目指して進めてまいりたいと考えております。

なお、リサイクル燃料貯蔵株式会社は、一つ一つ論点への回答と財政需要の中身を確認させていただいている段階であり、いたずらに時間を引き延ばすつもりはないとのことでありますので、減免に向けて速やかな合意を目指し、引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、国との関係については、前回報告と変更はございません。変わりございません。

むつ市使用済燃料税に関する進捗についてのご報告は、以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） それでは、質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 前回の特別委員会においてもお話をいたしましたけれども、3月30日、市長と副議長、私と3名でRFS社に訪問した際に、坂本社長のほうから、会社として新税を受け入れることを前提に減免協議に入りたいという趣旨の発言があったと認識をしております。

そこで、これまでの協議の経緯を見ますと、社長の話をした減免協議には全く入っていないように思われます。このような観点から、会社には性急に収支のシミュレーションを示していただき、会社の経営、つまりどれぐらいの担税力があり、会社が支払える額を考えて市に相談するというのが交渉の前提になっていると考えておりますが、市長としてはどのような考えを持っているのかお伺いをいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今大瀧委員のほうからお尋ねがありましたが、私もそのように全く同じように認識しております。今3月30日の議事録を読んでおったのですが、見ておったのですが、そのときも私と、それから議長と副議長でお伺いをして、明確に坂本社長が減免措置の協議をさせていただきたいというふうなことを述べていらっしゃいます。そのことは、この税を受け入れる前提でその話をしましょうということだったと思います。

そして、その中で、これも前の委員会のほうでも紹介させていただきましたが、大瀧議長からそのとき、「私も市内で仕事をしていきますが、普通大きい会社になると、会社であればどれぐらいの売上げがあって、事業計画の中で、やる前に普通そういうことを計算すると。そういうことがある中で事業開始をするのだから、しっかりと減免協議ということでは、額の提示はできるのではないか」という投げかけをしていただいたと思っております。

私も、その認識があったものですから、そういう交渉になるだろうというふうな考えておったのですが、そういう意味では社長がその場で、市の代表

としての私あるいは議会に話されていることと、社員がその交渉の中で言っていることのギャップがあまりにもあり過ぎると。いたずらに論点を、行くごとに増やしているということが現状だと思っています。

ただ、私自身は、論点そのものは出尽くしているというふうに認識していますので、今後も丁寧に説明をさせていただきたいと思ひますし、RFS社にはそういう思い、投げかけがあった、あるいは社長からそういう言葉があったということを前提に誠意を持って交渉に臨んでいただきたいと思います。

○委員長（齊藤孝昭） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今、今までの協議内容、その他見ておりますけれども、このやり取りを見ていると、どう考えても条例が成立する前の議論に何か戻そうとしているように考えられます。今後市側として、議会に対してどのような協力を要請する場面があるのかお聞きいたしたいと、このように思ひます。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私自身は、こうして当委員会の中で進捗を報告させていただくということで、これまでの交渉の内容が明らかになりますので、そうした意味では今後先方にとっても、この委員会が緊張感につながると思ひますので、ぜひ継続して開いていただきたいなというのがまず1つ目の願ひでございます。

この課題は、ちょっとコロナがあつて、間が空いた部分あるのですが、春先まで皆さんと大いに議論をさせていただきました。今後のこの50年のむつ市にとって極めて重要な論点であります。

そして大事なことは、この条例は今、可決成立しているのです。それは何を意味するかというと、むつ市民の総意であるということが現時点では言えるわけでありますので、こうした発信をぜひ議会としても、会社に対してということだけではなく、市民の皆様に対しても各議員が、あるいは議会がさせていただくことが必要であろうと、私はそのように感じてございます。

○委員長（齊藤孝昭） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今市長のほうからお話がありましたが、新型コロナウイルスという関係で、私たちは目に見えない敵と闘っております。市としても、市内の事業者に対し、あらゆる経済支援を行っておりますが、このコロナがいつ終息するか分からない中、このままではこれまで耐えてきた当市の財政、経済が疲弊してしまいます。

この中で、この新税は市の将来にとって極めて重要な課題だと認識をして

おります。こういう中で、こういう状況を考えると、かえってこの条例を早期に可決しておいてよかったなど、このように考えます。R F S 社には、今後の交渉、10月までということでございますが、しっかりとこの期限を守っていただきたい。そのためには、今後どのように交渉を進めていくのか、再度お尋ねをいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

コロナの話がありましたので、少しそこに言及しながらお話しさせていただきますが、今現状、経済の部分では、一番これから困っていくのがコロナ離職。その一番主なものがアツギさんということになってきます。ただ、50年近く前に誘致して以来、共に歩んできたそういう企業だからこそ、私たちはそれに集中をして今回雇用対策、今日も連絡会議やるのですが、関係自治体あるいは商工団体を巻き込みながらやっていくというような、そういう展開になるわけです。

私は、R F S 社というのを誘致したからには、常にそういう形で市とともに歩む、市の発展とともに発展していく企業であっていただきたいというふうには考えています。そのことが大前提だと思うのです、いろんなことを進めていく上では。ただ、今回8月までという期限を切っていたにもかかわらず、これに応じなかったということは極めて残念でなりません。一部コロナを理由にすれば理由は立つかもしれませんが、ほとんど次は、特に2か月もありますから、理由はないというふうに思います。

このことを考えていくと、いたずらに交渉の期限というか、交渉事を延ばしていけば、その分やっぱり私たちとか、あるいは市民の皆様とか、そういう意味での信頼というものが損なわれていくのではないかと私は思っています。

この会社は、一番肝腎なのは、50年という期限を切って、これ預かる会社なのです、使用済燃料を。リサイクル燃料として、次搬出するということが決められている会社だと。だから、50年したら使用済燃料を出してくださいということが大事だ。だから、期限を守るということに関しては、ほかのありとあらゆる会社よりもこれには敏感に、かつしっかりと対応しなければいけない。今まで7回も繰り返し延期してきたということで信頼が失われてきたというメッセージは、私は常に出しています。今回は、そんなことよりもっと重要です、これは。だって、市民と市民の総意である民意との約束ですから。これは、放送を聞いていると思いますので、しっかりと守っていただきたいと思いますし、そのことで今まで期限の延期で失われてきた、そう

いう信頼も回復していただきたいと、このように考えてございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 今大瀧委員と市長の話合いを聞いていて、3月30日、坂本社長のほうに、市長をはじめ議長、副議長がお願いに行ったと。その中で、坂本社長より減免の協議に入るという言葉がありました。今話を聞いていて、いきなり減免の話なのですね。ただ、この4項目が、答えが、すり合わせが全然ない中で減免というのは、私は若干おかしいのではないかなと思います。

今北海道の寿都町で高レベルの貯蔵という形で、全国的にテレビ、マスコミなんかに出ているのですけれども、濃度が別にせよ、私ども敷地外、日本初めての移設を受けたときに、同じようなことがこのむつ市でもあったわけです。そういうことでいくと、いかに私どもがこのRFS社に、そういう意味では協力してきたのかなと。そのことをまずもってRFS社には理解してほしいなという思いであります。

この論点1から4まで、両者の中で全然妥協案がない。私は、この論点2の財政需要、これをむつ市に、当市にRFS社から求めたときに、これは前向きな形の中で進んでいるものと私は認識していました。ところが、そうではないみたいで、論点1から論点4まで、市長をはじめ担当の理事の皆さん方は、これはすり合わせができる、どういうことで考えているのか、まずその辺を説明願いたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、山本委員から冒頭にあった認識というところでいくと、私もそのとおりだと思っていて、そもそも核燃料サイクルということを受け入れた当市でも、一翼を担う施設を受け入れたときの経緯、そこから住民の中で、あるいは地域の方々の中で、あるいは市議会の中でもけんけんがくがくとした議論があって、そして誘致を決定した経緯、その後も東日本大震災があっても支え続けてきた経緯。それは、市長と、それから議会が十分に議論を尽くして、市民の皆様の了解、納得を得ながらやってきたということであれば、この十数年にわたる事業の進捗に私たちは大いに貢献してきたと言ってもおかしくはないと。そのことをしっかり、やっぱりRFS社は考えるべきだということはそのとおりだと思います。

論点ということについていけば、すり合わせとかいうレベルではなくて、どの部分でどういうふうに納得するかということなのだと思うのです。そのときに、今までの交渉を見ると、私たちの担当が極めてばかにされている経緯があると。それは、私はかなり納得できないなと思うようなことがあるの

です。

例えば1点目の論点ですか、法定外税というのは法定税によって賄い切れない税収を補完、例外的に徴収するものだ。ある判例を引っ張ってきて、そういうような論拠を立てると。ところが、私たちがその判例を見ると、そんなことはどこにも書いていないわけです。むしろ逆のことが書いてあるのです、その最高裁の判例には。それは、両税には形式的な効力の差はないと明確に書いてある。私たちが判例読めないとも思ったのでしょうか。そんなことをしてくるわけです。だから、逆なのです。すり合わせるということではなくて、向こうがどの程度のレベルというか、向こうがどういう論点でまとめてくれるかなのです、この問題については。つまりどこを向いて仕事をするか。本社を向いて仕事して、彼らはみんな何年かすれば帰るのではないですか、その本社に。だとしたら、本社を向いて仕事をしたほうがいいと思えば、私たちに宿題いっぱい置いて、交渉を延ばせばいい。

でも、それだったらおかしいでしょう。あるいは、ほかの機関のことを考えて、ほかの組織のことを考えて、今むつ市と妥協するのはよくないと思えばいたずらに論点延ばせばいい。でも、それでいいのですか。誘致企業で地元を軸足を置いて、私たちのところに使用済燃料が来るわけです。リサイクル燃料が来るわけです。そうしたら、地元が一番軸足を置いて、私たちのこの税をどう上手に実現するために論点を収れんさせるかということを経営者が考えないといけない。すり合わせるのではなくて、どこに軸足を置いて物事を考えていくかということだと私は認識しています。

そうした中で、いけばいくほど次はこれ、あれ、次はこれという話になってくれば、それはもう交渉としてはまとまらない。ただ、繰り返しになりますが、論点は出尽くしていますし、そういう意味ではそういう部分の、先ほど大瀧委員に言ったとおり、どの時点でそういう経営の判断があって、どの額で私たちに提示するかということに尽きているというふうに私は認識しています。

○委員長（齊藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） すり合わせということならば、向こうの考え方という形で、今市長から話がありました。ただ、市長のこの6年間の行政運営の姿を見ていけば、その辺きちんとR F S社とは話ができて、前向きに進めるということはあるのです。ただ、自分たちは、これを誘致したときに、市民に約束したことがあるのです。それが私も、むつ市とR F S社で、今の寮の土地の問題とか、3.11あって動かない中に、R F S社の社員の住民票をここに置いて、それなりなことをするべきだという形で、いろいろ様々そういう誘致

した自負があるものですから、R F S社には強く話しして、また前回の特別委員会でも強く話しして、ある人は自分たちR F S社の社員がまちにも出られないと、そういう話ししたものですから、それはあなたたちがこの期間どういう行動を取ったか、それを考えれば分かるのではないですかという話もしてきました。

ただ、このままでいいのかなと。そうなれば、先ほども市長が話ししていましたけれども、これから議会として、また行政としてどういう行動を取って、早期に私どもが条例で決めた金額をもって、未来あるむつ市をつくれるのかなという思いであります。

そういう意味において、市長は10月までという話も今しました。そうすれば、今のこのような交渉事でいけば、10月にはそれなりの市長の考えで進めるということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 当然交渉事ですから、先方のお考えもあるでしょう。ただ、繰り返し申し上げますが、例えば論点1つずつ申し上げます。

1点目は、そういうことでした。

2点目でいくと、新税を充てる財政需要は、中間貯蔵の立地に起因したものに限られるべきというふうに言っているのです。これは、そもそも普通税の考えと目的税の考えでいったら、違うのではないですか。そういうことを言っているわけです。それは、民意との関係でどうなのだという話がある。事業ごとに弊社が負担すべき割合が異なると言っているのです。議会を先取りしようとしているわけです、つまり。この5年間事業を全部出せと、1個ずつ査定するよと言っているのです。そんなのおかしいと思いませんか。なぜそんなことをする必要はあるか、される必要があるか。

では、例えばむつ総合病院というのは、百何十億円かの多分建て替えの費用がかかりますと。この何%かはR F S社に起因するものだと言っているのですか。言えるはずがない。仮に、では彼らに出させてもいいです、パーセンテージ出してくれと。それをみんなで議論しますか、この場で。それもおかしいことになるとと思いませんか。それは、毎年度の事業で、この議会で決めていくのが私たちに与えられている民主主義の権限だから。そういうことを言っているのです。すり合わせのしようがないです、こんなもの、はっきり言って。だから、全然違うのです、論点が。

3つ目の、参考とされた六ヶ所再処理工場には、受入れや貯蔵のほかに再処理に関わる主たる工程があり、再処理事業全体を対象として課税されると認識していると。だから、六ヶ所は工程が全然違うから対象にならない

と、今さら言っている。違う、違う、違う。私たちが課税しようとしているのは、受入れ、貯蔵についてという客観的な事実が、危険負担があるからだ」と説明をずっとしていたのではないですか。それと、その税率は、工程によって税率を決めるのではなくて、そもそも私たちの財政需要によって税率を決めていると説明もしている。ところが、そこに引っかかっていると。私たちは、検討の過程の中で、これも明らかにしていますが、搬入、貯蔵、搬出に、いずれにも課税する場合があります。ただ、我々の施設から搬出するときに課税するのは、事業全体の在り方としておかしいから搬出に課税するのはやめた、そういう経緯がある。

その次のポツでいくと、「再処理事業にある工程がない中で、同額を課税する根拠は何か」と。さんざん説明しているのではないですか。まだこんなことを言っているのです。どうすり合わせるのですか。違うのですよ、だから。すり合わせるのではない。向こうがどこに軸足を持って考えるかということをやらないと。

最後の4点目に行きますか。5点目もあるのか。「受け入れ行為と貯蔵行為に伴う、具体的な危険負担とは何か」。何言っているのですか。使用済燃料を受け入れるのでしょうか。「受け入れ行為と貯蔵行為による財政需要の具体的な中身」とまた査定が入っている。税率・税額の求め方の根拠。こんなことを、では仮に親会社の東京電力がほかの自治体でやっているのですか。やっていないでしょう。だから、さっき私ばかりにされていると言ったのです。

5点目行きますか。審査が進捗しているが、設工認審査が本格化していくと、現時点で確度の高い収支計画の策定は困難であると。事業するのに計画もないのですか。そんな事業、では許していいのですか、私たち。すり合わせるとか、そういう論点ではないのですよ、だから。向こうが私たちに軸足を置いてどう考えるかと、そのことに尽きるのです。だから、そのように交渉を私は進めていきたいと、このように考えています。

○委員長（齊藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） そうすれば、市長の気持ちは本当に分かりました。自分もそういう思いであります。

ただ、この論点2の財政需要、恐らく5年間で97億円ですか、それに見合わせた財政需要、振興策を市では考えていると思うのですけれども、その財政需要を求めたときに、この新税を理解してそういうことを求めたということで私は思っているのですけれども、市長はこの件に関してどのように思ったのかを。私どもそういう意味では、これから市民に対しても説明しなければならぬし、もちろんリサイクル燃料貯蔵の社長に会ったときに今の市長

が話ししたことを、自分も思っていることを言いながら、自分もあと3年この議場で話せるのですけれども、本当に早めにきちんと決めて、むつ市民の将来の幸せのために、そういう思いでありますので、その辺を含めて答弁お願いします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 財政需要というのは、これは極めて流動的なものだというふうに考えていますし、考えるべきものだと思います。これもさんざん議論しましたが、皆さん、いっぱい一般質問いただいて、あれやってほしい、これやってほしいというふうなことで要望をいただきますが、これちゃんとあれば、仮に1,300円ではなくて、これが2,500円とか3,000円だったら、それは全部できる可能性だってあるわけです。だけれども、去年の10月の時点かな、私たちがその時点で必要だと思う財政需要を、皆さんとの関係ではなくて、私たちの計画で算出ただけにすぎない。逆に言えば、簡単に言えば、そこに今までずっと議論していた道の駅が入っているかと言えば入っていない。それから、むつ総合病院の機能として、今これからどんどん機能たくさんつけろというか、つけたほうがいいよという多分議論になってくると思うのですけれども、そういうのが入っているかという入っていない。

では、本当にその部分で足りているのかというと、足りていない可能性がある。だから、今回また10月になったら再算定しましょうと行って、今皆さんからヒアリング受けて、こういうまちにしようよと、子育ても含めていろんなことをしましょうよと言ったらさらに増える可能性がある。そうすると、税率だって増やさなければいけない可能性がある。あるいは、財政需要が増えて、向こうが言っているように、弊社が負担すべき税というのが相対的に減る可能性がある。だから、そんなことを突き詰めていっても、議論はずっと平行線になるだけなのです。

そうではなくて、トータルで考えたときに、一定の財政需要があることを前提に、先ほど大瀧委員とも議論させていただきましたが、どこまで会社が支払えるのか、それは担税力ですよね。との関係で話を進めていかないと決着がつくはずがないのです。それを事業するのに計画もないとか、この財政需要は正しいのかと、何%うちが担当すればいいのだと。向こうも答え出せないようなことを私たちに言ってくる。それは、どこを向いて仕事しているのですかと言わざるを得ないではないですか、私たちとしては。

そのことは、やっぱりしっかり分かっていたきたいです。十何年も支えてきた私たち、そして……それは異論がある方々もいらっしゃると思います。だけれども、総合的には支えてきた私たち、それを来て何年かのメンバーが

否定するかのような交渉を進めている。しかも、それは私と大瀧議長と佐々木副議長が言ったこととの関係でいけば、やり方にギャップがある。そんなやり方していたら決まるはずがないです。やり方も含めてよく考えていただきたいと私は思っています。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

以上で本日の報告に対する質疑を終わります。

それでは、次回の審査内容及び日時についての協議となりますが、次回につきましては、今回同様に市の新税に関する動向を注視しつつ、適切な時期、内容により審査することということで正副委員長にご一任願いたいと思いますが、このことについてご意見のある方、よろしくお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 異議なしと認めます。

それでは、次回の審査内容及び日時は正副委員長にご一任いただき、決定し次第委員の皆様へ通知することといたします。このことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会は、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会は、これにて散会いたします。

（午前10時41分 散会）

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会

委員長 齊藤孝昭